

入札に際して必要な書類等一覧

別紙1

1 必ず持参していただくもの
① 本人確認書類 ※別紙2参照
② 暴力団関係者ではないことの陳述書
③ ・宅地建物取引事業者…宅地建物取引業の免許証(写し) ※有効期限が令和7年2月27日以降のもの ・債権管理回収事業者…債権管理回収業の許可証(写し)
④ 公売保証金
2 代理人が入札する場合に提出する書類
委任状
3 共同入札を行う場合に提出する書類
共同入札代表者の届出書兼持分内訳書
4 農地に該当する公売財産に入札する場合に提出する書類
買受適格証明書

【入札形態ごとの本人確認書類例】

別紙2

入札者	入札形態	提出書類		
個人	単独入札	本人	・本人確認書類(免許証等)の写し	
		代理人が入札する場合	個人	①本人からの委任状 ②本人確認書類(免許証等)の写し ③代理人(個人)の本人確認書類(免許証等)
			法人	①本人からの委任状 ②本人確認書類(免許証等)の写し ③代理人(法人)の登記事項証明書(最新のもの) ④代理人(法人)の代表者の本人確認書類(免許証等)又は担当社員の社員証
		共同入札	共同入札者	・全員の本人確認書類(免許証等)の写し
	代理人が入札する場合		個人	①共同入札者全員からの委任状 ②全員の本人確認書類(免許証等)の写し ③代理人(個人)の本人確認書類(免許証等)
			法人	①共同入札者全員からの委任状 ②全員の本人確認書類(免許証等)の写し ③代理人(法人)の登記事項証明書(最新のもの) ④代理人(法人)の代表者の本人確認書類(免許証等)又は担当社員の社員証
	法人		代表権限あり	①法人の登記事項証明書(最新のもの)の写し ②代表者の本人確認書類(免許証等)の写し ③役員全員の本人確認書類(免許証等)の写し ※(注1)代表者以外の役員の本人確認書類は宅地建物取引業法による免許証等の写し又は債権管理回収業の許可証等の写しを提出している法人は不要です。
		代理人が入札する場合		個人
法人			①法人の登記事項証明書(最新のもの)の写し ②代表権限のある者からの委任状 ③代表者の本人確認書類(免許証等)の写し ④役員全員の本人確認書類(免許証等)の写し 上記※(注1)に同じ ⑤代理人(法人)の登記事項証明書(最新のもの) ⑥代理人(法人)の代表者の本人確認書類(免許証等)又は担当社員の社員証	
自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合		上記に加えて	自己の計算において入札等をさせようとする者の本人確認書類 (個人の場合:免許証等の写し) (法人の場合:①法人の登記事項証明書(最新のもの)の写し) ②役員全員の本人確認書類(免許証等)の写し 上記※(注1)に同じ	
			※暴力団関係者ではないことの陳述書での「自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合」にチェックした場合	

【本人確認書類とは】

運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)、宅地建物取引主任者証の写しなど、住所、氏名及び生年月日等が明記された証明書を持参してください。なお、運転免許証などをお持ちでない方は、住民票(マイナンバーの記載のないもの)など住所、氏名及び生年月日を証する官公署が発行した書類を持参してください。
公売の入札にはマイナンバー(個人番号)は不要ですので、マイナンバーの記載のない書類を持参してください。